

韓国の規制改革 - 電力・電気通信の事例 -

(韓国経済構造調整シリーズ No.3)

中島 朋義

2003年2月

環日本海経済研究所
(ERINA)

韓国の規制改革 - 電力・電気通信の事例 -

中島 朋義

1. はじめに

韓国における規制改革は、1997年の通貨危機以降、公共部門改革の一環として推進されている。しかし実は、規制改革の取り組み自体は危機以前の90年代前半に開始されたものであり、特定の分野については既に見るべき実績をあげていた。通貨危機は結果的にそうした取り組みを加速したといえる。危機以降、情報通信に代表される新たなサービス分野が韓国経済の回復を担った。規制改革はその前提条件を整備したといえる。また危機以降急増した韓国への直接投資にも、規制改革は寄与したと考えられる。

本論では韓国経済の構造調整の一環として、これまでの規制改革の取り組みを電力と電気通信という二つの分野の事例を中心に整理し、今後の展望を試みる。

2. 規制改革について

(1) 規制改革の起源

いわゆる規制改革 (regulatory reform)¹とは、経済活動に対する不必要な公的規制を廃止(ないし緩和)し、経済の供給面の効率性を高めようとする経済政策と位置づけられる。先進国でこのような政策が体系的に採用されるようになったのは70年代後半であり、アメリカのカーター政権下の航空規制緩和、イギリスのサッチャー政権下の国営企業民営化などがその嚆矢といえる。その後、日本や大陸ヨーロッパ諸国においても規制改革の必要性が認識されるようになり、経済政策として先進国間のコンセンサスを形成するに至った。

(2) 経済的規制と社会的規制

公的規制はその目的から経済的規制 (economic regulation) と社会的規制 (social regulation) に大別される。

経済的規制とは市場において効率的な資源配分が実現できない場合、公的規制によってその実現を図るものと定義し得る²。市場経済体制を採る国においても、多様な部門でこの理由から公的規制が設けられてきた。しかし、近年の規制改革の潮流の中で、理論的に正当化できる経済的規制の範囲は限定されるようになってきた。具体的には、巨大な固定費

¹ 用語として以前は“規制緩和 (deregulation)”が多く用いられてきたが、近年は“規制改革”が主流となってきている。より効率的な規制制度の構築という意において、後者がよりの確に実態を示していると思われる。以下、本稿では“規制改革”を用いる。

² 参入・退出規制、価格規制、数量規制などの規制手法をもって、経済的規制の定義とする例も見られるが、これは厳密性を欠くと思われる。例えば非経済的な目的を持った参入規制というものも考えられ、実際に存在する。また公害等の外部不経済の発生を防ぐための規制も、広義には市場による資源配分の失敗を補うものと言えるが、通例は後掲の社会的規制に含まれる。

用の存在により自然独占が発生するネットワーク型産業部門（交通、通信、エネルギー等）への規制、信用秩序の維持を目的とした金融部門への規制などがその限定された対象と考えられる。

さらにネットワーク型産業における自然独占についても、技術革新によってその度合いが低下したと考えられるもの（電気通信、電力（発電）等）、元々規制を合理化する自然独占が存在していなかったと考えられるもの（航空輸送、自動車輸送等）、新たな市場の枠組みの導入によって競争環境の創出が可能なもの（電力、ガス等）などがあり、これらについて旧来の経済的規制の廃止が可能と考えられるようになってきた³。

社会的規制とは環境、安全、健康などの価値の実現を目的とした公的規制と定義し得る。この分野における規制改革の取り組みが本格化したのは、経済的規制に比べて遅かった。しかし近年、規制改革の先発諸国においては社会的規制の効率化、即ち規制によって一定水準の環境、安全等の社会的目標を実現するための経済的費用を最小にすることが、大きな政策課題となっており、関連する政策研究も盛んとなっている。

3. 韓国における規制改革の取り組み⁴

韓国における規制改革は、80年代末の盧泰愚政権期にその萌芽が見られるが、本格的な取り組みの開始は93年の金泳三政権発足以降と考えられる。以下ではこれまでの韓国における規制改革の取り組みを整理した。

（1）金泳三政権の規制改革

金泳三政権の経済計画である「新経済5ヵ年計画」（1993～）の中で、規制改革は財政改革、金融改革と並んで、経済制度改革の3大項目の一つと位置づけられた。具体的内容としては以下の項目を含み網羅的なものとなっている。

- ・ 参入規制と工場設立関連規制の改革
- ・ 生産・流通・輸出入関連規制の改革
- ・ 価格規制の改革
- ・ 環境・産業安全・保健医療と関連した規制の合理化
- ・ 行政手続の見直しおよび行政規制改革の制度化

なお後述する電力、電気通信などの分野への新規参入も、この時にはじめて検討テーマとして取り上げられた。ただし同計画には、政府における規制改革の推進主体が明記され

³ こうした分野においても、規制の廃止が必ずしも市場競争の成立を保障するものではない。多くの場合、市場を補完する新たな制度の構築が必要となる。制度構築の失敗例としては米国カリフォルニア州の電力改革、イギリスの鉄道民営化などがあげられる。

⁴ 以下本章の内容は主として金（2000）を参考としている。

ていなかったこともあり、政権初期には大統領府、経済企画院、商工資源部、総務部など各省庁に多数の規制改革担当組織が林立する状況が生じた。

これらの中で経済企画院（後に財政経済院）に設置された経済行政規制緩和委員会（後に経済行政規制改革委員会）は、経済分野の規制改革推進に中心的な役割を果たした。同委は 93～96 の 4 年間に 2467 件の課題を取り上げ、そのうち 1951 件について法令改正などの措置を取った。

その後、このような混乱した状況を整理し規制改革の実効性を上げるために、行政規制基本法が制定された（97 年 8 月公布、98 年 3 月発効）。その主な内容は以下のようになっている。

- ・規制の基本原則の明文化
- ・規制の登録と公表
- ・規制影響分析など新設規制抑制装置の強化
- ・既存規制見直しの原則
- ・規制改革の常設専任機構としての規制改革委員会⁵の設立

これらの中で規制影響分析（規制インパクト分析）とは、主に定量的な分析手法を用いて、規制により発生する経済的費用を最小化し、規制目的の達成度を最大化することを目指す政策手法である。近年、規制改革の先発諸国や OECD などにおける政策研究の中でその必要性が指摘されており、特に社会的規制の改革において重視されるようになってきている。規制改革の経験が比較的浅い韓国において、こうした制度の導入が法律に明記されたことは、政府の積極的な取り組みを示すものといえよう。

（2）金大中政権の規制改革

97 年の通貨危機後に発足した金大中政権は、金融、財閥、公共部門、労働の 4 大構造改革を推進することを宣言した。規制改革はその中の公共部門改革の一環と位置づけられた。

金大中政権の規制改革推進の枠組みは、基本的に前政権の残した行政規制基本法に拠っており、新たに発足した規制改革委員会がその中心となっている。98 年 10 月、金大中大統領はこの規制改革委に対して既存規制の見直しに際し、1 万 1 千件に及ぶ規制の 50% 廃止を命じた。この措置については、これまで遅々として進展しなかった規制改革を一挙に進めたものとして高く評価する意見がある一方、安全、環境等に関わる必要な社会的規制も、数合わせのために廃止される事例がでるなど、弊害も多いとの批判も出た。

また同政権においては公共部門改革の一環として国営企業の民営化が進められた。その中で電気通信、電力、ガス、鉄道などネットワーク産業の民営化は、前述の経済的規制の

⁵ ちなみに日本において現在、類似の機能を担っている総合規制改革会議は、政令に基づく時限的組織である。

改革と位置づけられる。この、前政権から改革を引き継いだ電気通信及び、政権の任期中に改革が実施段階に入った電力の事例については次章で紹介する。

4. 規制改革の分野別事例

(1) 対象分野について

規制改革の進展度合いを計るのに、上述のように規制の件数などで見ることには限界がある。こうした外形的な基準では、規制の経済的な影響の大小が考慮されない。このため、規制改革の実効性を判断するためには、個別の産業分野について分析を行うことが必要となる。以下では代表的なネットワーク型産業である電力と電気通信における経済的規制の事例を取り上げたい。

分析の対象として両分野を選んだのは、現在大規模な規制改革が進展していることに加え、その改革が経済全体へ与える影響が大きいと考えられるためである。(表1)は1998年の産業連関表⁶から、電力及び電気通信の韓国経済に占める割合を示したものである。付加価値額では両部門の合計はGDPのおよそ5%におよんでいる。また両部門の産出物の中間投入に占める割合においてもそれぞれが2%程度となっており、大きなシェアを占めている。したがって両部門における生産の効率性の改善は、韓国経済全体にとって重要な意味を持つことが伺える⁷。

(表1) 電力及び通信の韓国経済に占める割合(1998年)

	(100万ウォン)					
	付加価値額	(シェア)	中間投入額	(シェア)	最終需要額	(シェア)
電力	8,358,372	1.8%	12,547,237	2.1%	3,411,329	0.5%
通信・放送	15,270,646	3.2%	11,769,835	2.0%	9,175,679	1.4%
全体	471,604,723	100%	591,353,358	100%	638,514,772	100%

出所：韓国銀行「1998年産業連関表」

(2) 電力

規制改革の必要性

韓国では電力業は例外的な独立発電事業者(IPP)⁸を除き、国営企業であった韓国電力(KEPCO)による実質的な独占の状況が続いてきた。しかし最近、先発諸国における電力部門の改革⁹に触発され、韓国においても抜本的な制度改革が開始されている。

産業向け電力の価格で見ると(図1)にあるように、韓国は日米に対してかなり低い水準

⁶ 引用した77部門表では、電気通信は放送等と一緒に「通信・放送」に分類されている。

⁷ 電力、通信を含むネットワーク産業の規制改革の価格波及効果については、中島・臼木(1997)が日本の事例を分析している。

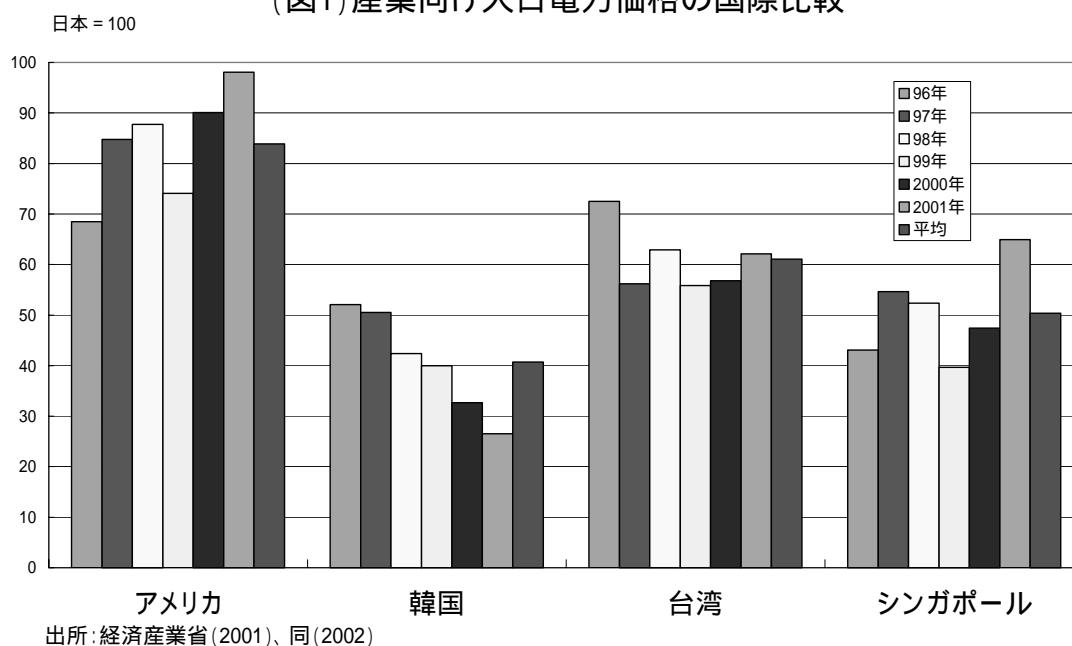
⁸ 電力の不足が深刻だった60年代に設立されたもので、現在は発電した電力を全量、韓国電力に売却している。

⁹ 英国など先発諸国の電力改革は、技術革新によって発電部門の最適規模が縮小し自然独占性が低下したこと、電力プール制などの市場競争を可能にする制度が創出されたことなどを背景に、90年代初めに開始された。

にあり、台湾、シンガポールの両 NIES と比較しても優位に立っている。しかしこの低価格には問題点が指摘できる。

まず韓国電力の株式は既に部分的に売却されており、民間所有となっている。これらの株式に対しては配当が行われてはいるが、韓国の上場企業の平均を下回る水準に止まっている。また政府の所有分については、配当がなされない場合もあった¹⁰。こうした財務状況では将来的に電力部門が、民間から資金を調達し設備投資を行うことは難しいといえる。

(図1)産業向け大口電力価格の国際比較



また産業資源部の試算によれば(表2)に見るように、現在の電力料金体系の中でコスト負担の不公平が存在し、家庭、商業などの部門から製造業、農業などの部門に需要者間の内部補助が発生している。この点を考慮すると産業向け電力の価格は、恣意的に低く保たれたものと考えることができる。

韓国の電力改革はこれらの課題を解決すると同時に、引き続き安価で安定的な電力供給を実現することを目標として開始されたものといえる。

¹⁰ OECD (2000) 参照。

(表2) 分野別電力コスト及び価格 (1998年)

	家庭	商業	教育	製造業	農業	街灯	全体
平均収入 (ウォン/kWh)	97.0	105.55	87.91	55.11	43.0	62.91	72.53
平均収入/費用 (%)	109	124	118	92	40	83	102
シェア (%)	18	19	1	59	2	1	100

出所：OECD (2000)

当初の改革プラン

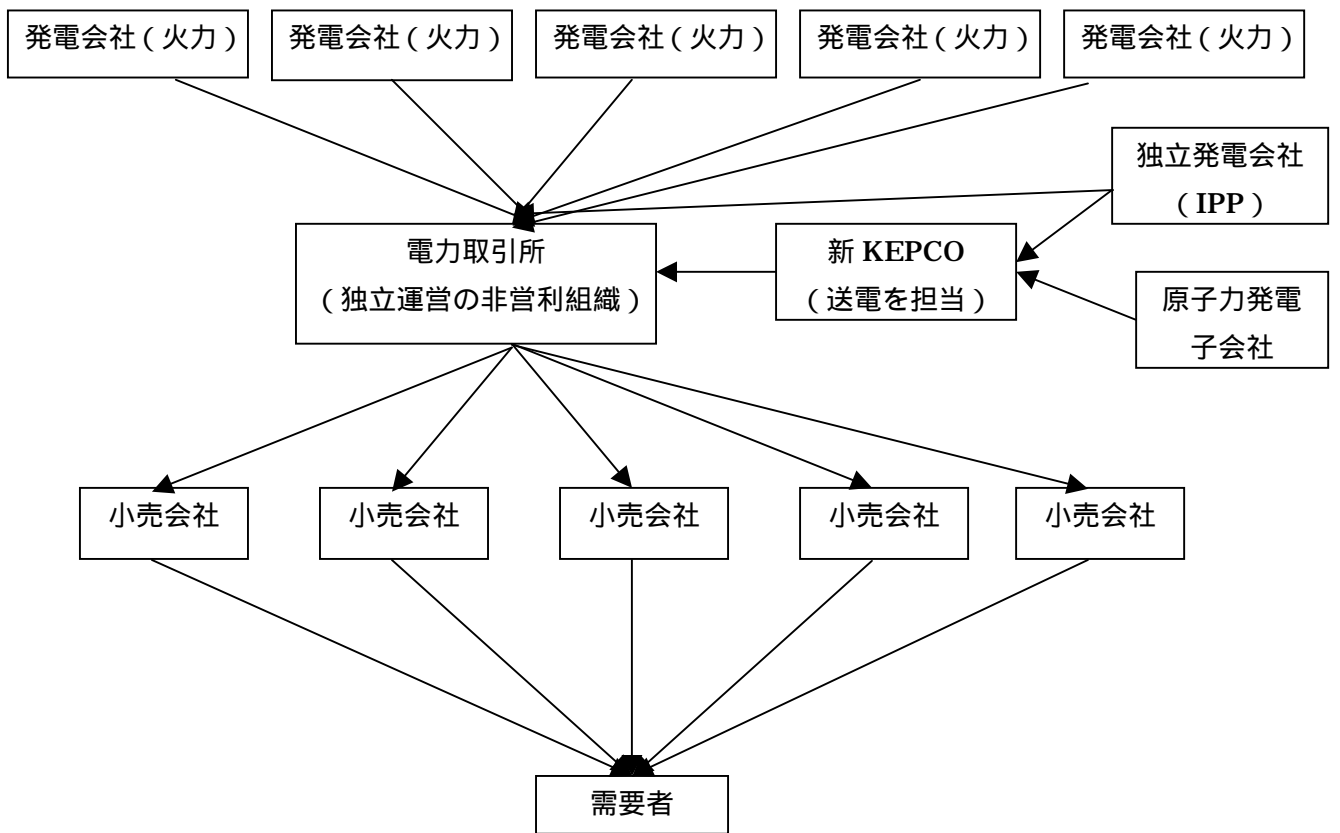
電力改革のプランは1999年の時点で(表3)のように立案された。これは10年を超える長期プランであり、最終的にはプールシステム¹¹の導入が予定されている。韓国電力は(図2)に示されるように、5つの火力発電会社、複数の小売会社、送電などを担う新韓国電力、非営利組織の電力取引所などに分割される。また発電、小売事業では分割新会社以外の新規参入の実現を想定している。それによって市場競争を実現し、生産性を向上させることを目標としている。また改革の最終段階では、ネットワークの料金決定、アクセスの条件について規制を行う機関として、産業資源部から独立した電力監督委員会の設立が予定されている。

このように、プランは競争条件の整備に向けた抜本的な制度の改変を含むものであり、電力改革の先発諸国の事例と比較しても遜色のないものといえる¹²。

¹¹ 電力取引所に対し発電事業者が供給可能な電力の量と価格、小売事業者(または需要者)が需要を希望する電力の量と価格を申し出る。それに基づき、一旦全体としてプールした電力を分配するシステム。現在、英国、米国ペンシルバニア州他で運用されている。より詳細については矢島(1999)を参照されたい。

¹² ちなみに日本では2000年に大口電力の小売自由化が行われたが、参入には高い障壁が残存し、期待された電力価格の低下は実現していない。現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において第二段階の改革案が検討されているが、既存電力会社の発電と送電の分離などは盛り込まれない見通しである。

(図 2) 韓国電力の組織再構築 (フェーズ 2)



——▶ 電力の販売

出所：OECD (2000) 他を元に筆者作成

(表3) 当初の電力部門改革プラン(1999年)

事項	99年現在 の状況	フェーズ2(2000-02)	フェーズ3(2003-09) / フェーズ4(2009-)
組織分割及び機構改革	韓国電力は垂直統合組織(発電・送電・小売を含む)。5.5%の電力をIPP(独立発電事業者)から購入。	韓国電力は下記のように改革。 ・ 火力発電は5つの子会社に分割後、部分または全面売却。 ・ 原子力発電は公営企業とする。 ・ 小売部門は数社の子会社に分割。	小売子会社の民営化。韓国電力は原則として送電と原子力発電に業務を限定。
小売の自由化	韓国電力の独占。	大口需要者(今後規定)向けは2001年に自由化。それ以外の需要者は小売子会社から供給。	フェーズ3において独立小売企業の設立が許可される。フェーズ4では小売は段階的に、全ての需要者に対して自由化される。
送電網へのアクセス及び参入・退出	第三者のアクセスは実施されていない。参入・退出は免許制度。	規制に基づく定額料金制度により、発電事業者と需要者に対し、電力線への無差別のアクセスを認める。参入・退出は免許制度。	フェーズ2と同じ。
電力市場	燃料コスト、送電能力の制限、IPPとの契約、LNG、国産炭の使用義務付けなどの条件に基づき韓国電力が決定。	燃料コスト、IPPとの契約、LNG、国産炭の使用義務付けなどの条件に基づき、韓国電力から独立した市場オペレーターが費用ベースで決定。発電事業者は限界燃料費用に能力対応分を加えた支払いを受ける。	英国型の電力プールシステムの導入。
発電部門の競争	韓国電力はIPPから電力を購入。	IPPはこれまでの契約に従い韓国電力に電力を売却するか、プールに売却するか選択できる。新IPPは発電子会社と競争し、自由化された需要者に電力を販売する。	新IPPは発電子会社と競争し、自由化された需要者に個別契約に基づき、あるいは市場を通じて電力を販売する。
「経済的規制」	産業資源部が収益率規制に基づき小売価格を決定する。	産業資源部内に設けられる“電力委員会”が過渡的な規制機関として、ネットワーク利用料金の規制、独立規制機関設置の企画立案、必要な制度的変更の見直し等を行う。プライスカップ規制(2000年4月に予定)の導入については引き続き検討中。公正取引委員会は引き続き電力部門における不正取引慣行について規制を担当する。	電力監督委員会が設置され、ネットワークの料金決定、アクセスの条件について規制を行う。

出所: OECD(2000)

改革の実施と労働組合の抵抗

政府は当初、1999 年中に電力改革に必要な法案を成立させる予定であったが、労働組合の抵抗にあって翌年に持ち越された。2000 年 12 月の電力産業構造調整促進法等の法案審議に際しても労組側は反対の姿勢を明確にし、鉄道、ガスなど他の国営企業労組も含めたストライキが準備された。法案が成立したこの時点では、労組側が民営化を原則として受け入れ、法人分割など今後の民営化の進め方について労組、韓国電力、政府の労使政間で協議するという合意がなされ、ストライキは撤回された。しかしこの合意は結果として問題の先送りとなった。

その後 2001 年 4 月、新法に基づき韓国電力の発電部門は火力発電会社 5 社と原子力発電会社 1 社に分離分割された。しかし 2002 年 2 月、売却計画について労使間の対立が再燃し、発電会社労組は全面的なストライキに突入した。発電会社労組の上部団体である民主労働組合総連盟（民主労総）は民間企業を含む連帯ストを計画するなど、同労組を全面的に支援した。しかし結果として 37 日間に及んだストライキは労組側の敗北に終わり、発電会社の民営化を事実上認めることとなった。

ストの收拾を受けて政府は 4 月に民営化基本計画を策定し、火力会社は 2 社のグループと 3 社のグループの 2 段階に分け、まず発電事業に参入を目指す企業に会社の経営権（企業支配に必要な株式シェアを意味する）を入札で売却し、その後残余の株式を市場で売却する方式を決めた。さらに 7 月に慶尚南道に火力発電所を持つ南東発電を最初の売却会社とすることを決定した。2003 年 1 月には同社の経営権（株式の 34～51%）の売却について入札の受付が実施された¹³。このように韓国の電力改革は当初計画から 2 年余り遅れたが、発電部門の民営化を開始する段階に至った。

今後の課題

このように激しい抵抗を伴いながらも、韓国の電力改革は概ねプランにしたがって進められている。2002 年には上記の発電会社の売却とは別途に、IPP への外国企業の参入も実現している。しかしこの改革には、現時点でいくつかの問題点が指摘できる。

第一に、先に示したように現状では産業向けの電力価格はコストを下回る水準に設定されており、家庭向け電力等からの内部補助が生じている。小売部門を自由化する場合、こうした価格体系を残すことは問題を生じさせる。例えば韓国電力から分割される小売会社がこのような価格設定を残した場合、大口の産業向け電力の小売に新規参入しようとする事業者にとって、公平な競争条件が担保されない。政府は小売部門の自由化に先立ち、産業向け電力の値上げによってこの矛盾点を解消しようとしているが、大韓商工会議所などの産業界は強く反対しており、値上げの実現は難航している。

第二に、改革プランでは原子力発電会社は引き続き国営として残すことになっているが、

¹³ ただし、参加した企業数は予想を大きく下回り、4 グループにとどまった。

原子力は現在韓国の発電能力の40%を占めている。将来、同社がその大きなシェアを利用し、プールシステムの中で価格形成に影響を与えた場合、発電会社間に十分な競争が生じない危険性がある。

韓国の電力改革が当初の目標を達成するためには、これらの課題を解決していくことが必要条件といえる。

(3) 電気通信

規制改革の推移

電気通信における本格的な規制改革は90年代前半から開始された。改革による電気通信分野の自由化の中で、最も大きな影響を与えたのは参入規制の緩和である。これによる新規参入の推移は(表4)にまとめたようになっている。90年代後半の大量参入は改革の進展を示している。国営の韓国通信によって独占されていた電気通信市場は、多くの企業が競争する市場へと変容した。また参入規制と並行して価格規制の緩和も推進された。したがって電気通信においては97年の通貨危機以前の段階で、既にある程度競争的な市場環境が整備されていたといえる。

こうした市場環境は、電気通信におけるサービス価格の低下、新サービスの普及¹⁴などの成果をもたらした。(図3)は消費者物価指数で通信サービスの価格の推移を見たものである。90年代において平均物価が上昇する中、ほぼ一貫して低下を続けている。また国際比較においても、(図4)に示されるように産業向け通信サービス価格は各国に比してかなり低くなっている。全体として見るならば、90年代の電気通信の規制改革は一定の成果を上げたといえよう。

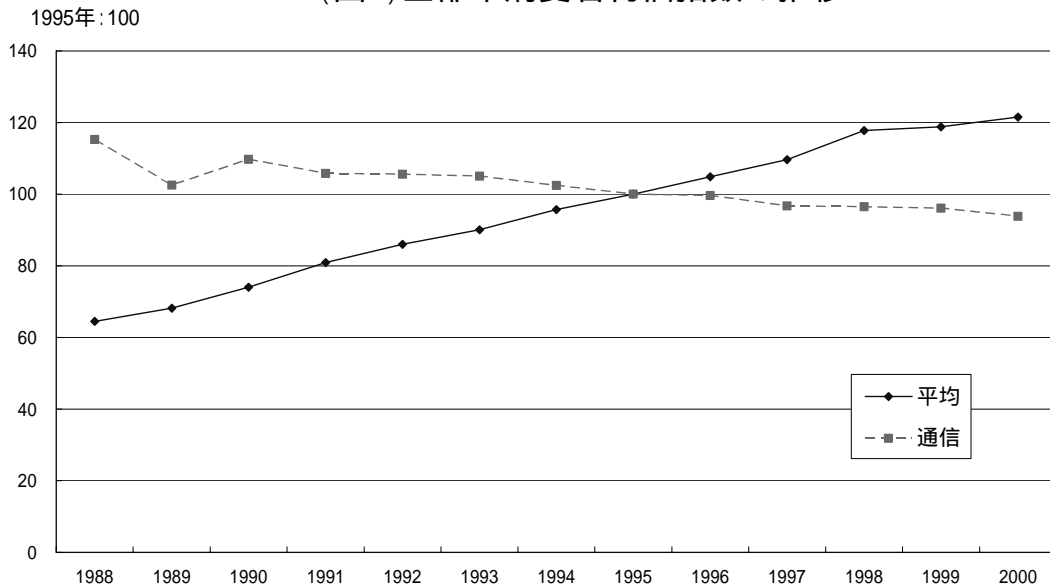
(表4) 電気通信分野の参入規制緩和と新規参入

年	事項
1982年	韓国通信(現KT)設立
1990年	付加価値通信網(VAN)分野への競争導入 国際電話サービスへの新規参入を認める(DACOM)
1992年	ポケットベルへの新規参入を認める(2社に)
1994年	移動体通信への新規参入を認める(2社に)
1995年	国内長距離電話サービスへの新規参入を認める
1996年	27社が新規参入。内訳: PCS3社、幹線無線サービス6社、CT-2 11社、専用線リース2社、国際電話1社、ポケットベル1社、無線データ転送3社
1997年	9社が新規参入。内訳: 市内電話1社、幹線無線サービス4社、CT-2 1社、専用線リース2社、国際電話1社、ポケットベル1社、国内長距離電話1社

出所: OECD(2000)

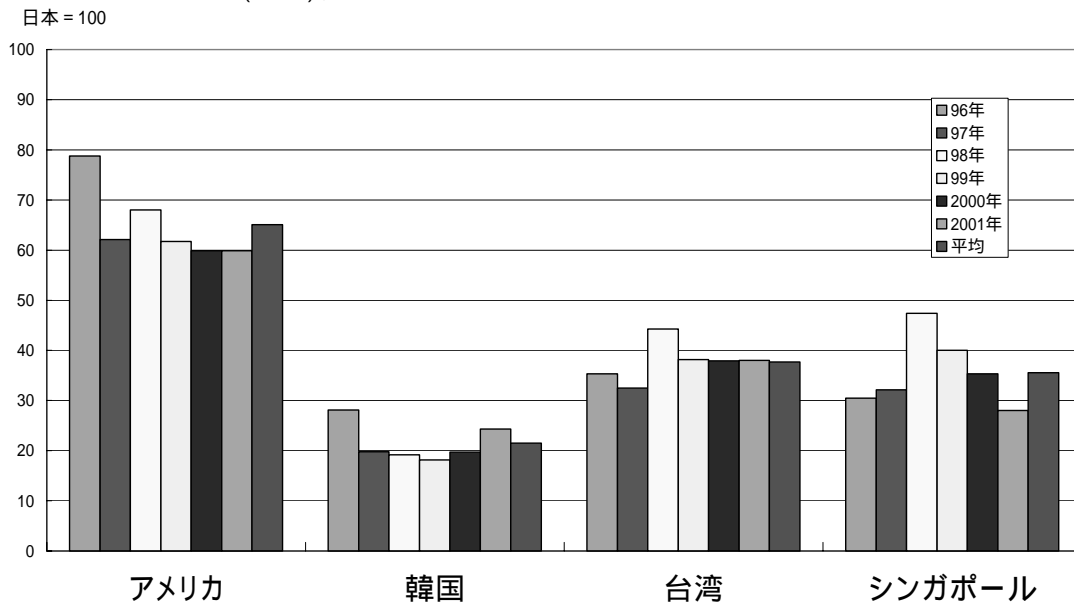
¹⁴ 韓国におけるADSL(非対称デジタル加入者線サービス)など、高速インターネット環境の急速な普及も、事業者間の競争が背景となっている。

(図3) 全都市消費者物価指数の推移



出所:統計庁(韓国)

(図4) 産業向け通信サービス価格の国際比較



出所:経済産業省(2001)、同(2002)

通信委員会

90年代において、電気通信分野における規制は情報通信部が担当してきた。しかし同部は同時に、製造業も含めた情報通信関連産業の振興機能を担っており、二つの政策目標はしばしば矛盾を来たしてきた。通信機器産業の育成政策が、通信サービスの需要者の負担

の上に成立してきた側面は否定できない¹⁵。

こうした中、1997年の電気通信基本法の改正により、情報通信部の傘下に規制機関として通信委員会¹⁶が設置された。同委員会は、電気通信市場における不公正競争の規制、利用者・事業者間、事業者相互間の紛争の調停、相互接続など公正競争に関するルールの検討などを担当しており、それらの業務についてはある程度、情報通信部長官から独立した権限を持っている。しかし規制機能のうちで、価格規制、事業免許の付与、ユニバーサルサービスの確保など重要部分は情報通信部本体に残されている。こうした点で同委員会の権限は欧米の独立規制機関と比較して限られたものに留まっている¹⁷。

完全民営化と今後の課題

2002年5月、KT（旧韓国通信）株式の国保有分（28.37%）の売却が行われ、同社は完全な民間企業に移行した¹⁸。また2002年11月には、韓国電力の子会社である固定通信会社パワーコムがLGグループ系の固定通信会社DACOMに売却された。これらの措置によって国営企業の民営化は完了し、電気通信分野における規制改革は一段階を終了したと考えられる。

一方で、移動体通信など一部の分野では事業者の撤退、合併による寡占化がはじまっている。こうした状況は市場における競争の低下を生じさせる可能性がある。今後、規制改革の成果を維持していくためには、公正取引委員会の行う独占禁止政策に加え、通信委員会の担っている不公正競争の防止が重要といえる。また規制政策の透明性を高めるためにも、情報通信部本体から同委員会への規制機能の全面的な移管と、同委員会独立性の強化が望まれる。

5. おわりに

本論では韓国において進められている規制改革について概観してきたが、以下ではまとめとして、事例として取り上げたネットワーク型産業における経済的規制に関し、問題点と望まれる方向について整理したい。

第一に残された国営企業の民営化があげられる。ネットワーク型産業では電気通信、電力で民営化が開始される一方で、ガス、鉄道などが引き続き国営企業として残されている。

¹⁵ 例としては通信事業者に対する一定比率の研究開発投資の義務付け、高額な事業免許料の設定などの問題があげられる。

¹⁶ それまで規制政策に関する諮問機関として設けられていた組織を、事務局を供えた執行機関として改組したもの。

¹⁷ 一方、日本における電気通信に関する規制機能は、総務省の内局に置かれており、産業振興機能との組織的分離という点では韓国より遅れている。

¹⁸ この売却に際し、15%（他社転換社債（EB）を含む）が戦略的投資家枠として企業向けに売却されたが、移動体通信の最大手であるSKテレコムこの内11.34%（内株式9.27%）を取得し、KTの筆頭株主となった。一方で、KTはSKテレコムの株式を9.55%所有しており、グループとして移動体通信において1位と2位を占める企業がお互いの大株主という競争政策上望ましくない状況が生じている。

また電力についても小売部門の民営化は計画段階である。これらの分野においても民営化・規制改革による効率化は経済全体にとって重要な課題である。

第二に規制機関の独立性の確保と機能強化があげられる。ネットワーク型産業の規制改革においては、不公正競争を排除し、これまで市場競争が存在しなかった分野において新たに十分な競争を実現するために、競争政策が必要となる。先発諸国では経済全体に責任を負う独占禁止当局に加え、それぞれの市場について熟知した分野別の規制機関を設置することが一般的となっている。韓国においても、電気通信分野における通信委員会、電力分野で設立が予定されている電力監督委員会などの機関の権限、機能を強化し、独立性を担保していくことが、規制改革の成果を維持していくために必要といえる。

ネットワーク型産業の提供するサービスは、他産業の中間投入として重要な役割を担っている。この分野の規制改革は韓国経済全体の供給サイドの効率性を向上させていくために不可欠といえる。今後も継続的な取り組みが必要とされよう。

主要参考文献

- 金華東（2000）『韓国の規制緩和』日本貿易振興会アジア経済研究所
経済産業省（2001）「産業中間投入に係る内外価格差調査」
同（2002）「産業中間投入に係る内外価格差調査」
経済産業省資源エネルギー庁（2001）「海外諸国の電力の現状と制度的課題」
総務庁（2000）『規制緩和白書』大蔵省印刷局
中島朋義・臼木智昭（1997）「規制緩和の経済効果と産業連関分析」『産業連関』Vol.8, No.1
矢島正之編著（1999）『世界の電力ビッグバン』東洋経済新報社

OECD（2000）*Regulatory Reform in Korea* OECD